

# 豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和 2 年 3 月 10 日 10 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5 号 空き家に付随した農地の指定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名

出席 10名

欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	欠
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

## 開会の宣言

事務局 只今から令和2年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畠中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は8件でございます。7件は所有権移転に関するもの、残り1件は区分地上権に関するものです。

「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」全7件は別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。残り1件については、営農型太陽光発電事業であるため区分地上権の設定をおこなうものであります。以上で説明と朗読を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 通り番1から3について説明致します。

通り番1から2について、場所は能徳工業団地入口に接するための県道造成工事で道路に隣接する農地に関するものです。申請者の農地は買収後の残地となり、お互いの耕作が効率よく出来るために相互で贈与するものです。●●●氏●●●氏とも下限面積も満たしており特に問題ないものと思われます。

通り番2についても同様に県道造成工事に隣接する農地の案件です。譲渡人●●●氏の農地を譲受人●●●氏が買収に伴う代替地として購入するものです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1から3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4について説明致します。

通り番4について、譲渡人●●●氏は北九州市に在住です。所有する農地は空き家に付随した農地の指定を受けています。譲受人●●●氏が空き家と一緒に購入し、畠として利用するものです。場所は購入する空き家から東に50m離れた農地です。特に問題も無く、間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

3番委員発言 通り番5について説明致します。  
通り番5について、譲渡人[●]氏は[●]に在住で、耕作管理が出来ないので譲受人[●]氏に売買するものです。場所は梶屋から六郎抜ける市道沿いです。間違いありません。宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

7番委員 譲受人[●]氏は経営面積が無いが、農地の購入が出来るのですか。

局長 経営面積が無くても3,000m<sup>2</sup>以上の購入であれば下限面積を満たせるので購入可能です。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6、7、8

2番委員発言 通り番6から8について説明致します。  
通り番6について、譲渡人[●]氏と[●]氏は親子関係にあります。所有する農地は空き家に付随した農地の指定を受けています。譲受人[●]氏が空き家と一緒に購入し、畠として利用するものです。[●]氏は[●]に在住ですが豊前に今後は住む予定とのことです。場所は購入する空き家に隣接する農地です。

通り番7について、場所は[●]株式会社が譲渡人[●]氏と[●]氏の農地を貸借しており、相続が完了したので、購入するために申請が出ております。

通り番8について、昨年9月に審議した案件です。現地は當農型太陽光発電事業をおこなうため、農地の所有者と借受人有限会社[●]代表取締役[●]氏との間で貸借権を10年間結んでおりましたが、今回事業実施者の変更で借受人が株式会社[●]代表取締役[●]氏となつたことに伴い区分地上権をあらためて設定するものです。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番6から8について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から8は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から8について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。  
「議案第2号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。  
通り番1について、場所は松江の仏舎利塔に登る道沿いの左側の農地です。現況は雑種地になってます。譲受人[REDACTED]氏は現在堀立にあるアパートに居住しております、譲渡人[REDACTED]氏の農地を購入し自己住宅を建築するものです。当農地は集落に接続して建設されるため特に問題は無いものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

12番委員発言 通り番2について説明いたします。  
通り番2について、場所は大村の交差点を左折し100m南西に向かった農地です。譲受人[REDACTED]氏が譲渡人[REDACTED]氏の農地を購入し、太陽光発電設備を設置するものです。付近は当時より生産性が低く荒れていた農地であるため環境的に良くなるものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は清水町です。借受人[REDACTED]氏は転勤が多いため今後のことを考えし貸付人[REDACTED]氏の農地に隣接して自己住宅を建築するものです。双方は親子関係にあります。現地は集落に接続して建設される一般住宅であるため、特に問題はないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願ひします。

議長 議案第2号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。  
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

3番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、場所は堀立の旧スーパー跡地から2件目あたりで貸付人[REDACTED]氏の農地です。借受人[REDACTED]氏とは親子関係にあり[REDACTED]氏はその農地を貸借し自己住宅を新築するものです。集落に接続して建設される個人住宅であるため特に問題はないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願ひします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。  
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、以前10年間の賃貸借で許可を受けました有限会社[REDACTED]でしたが、事業実施者の変更に伴う案件です。貸付人である[REDACTED]株式会社代表取締役[REDACTED]氏の農地に借受人株式会社[REDACTED]代表取締役[REDACTED]氏が営農型発電設備を設置するものです。添付書類には設置者名義譲渡契約書も添付されており特に問題はないものと思われます。間違いありません。よろしくご審議お願ひします。

議長 議案第2号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。  
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3条 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請は1件でございます。

「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請を、議案書をもとに朗読」。

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員より説明をお願いします。

通り番1

2番委員発言 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、有限会社~~福岡県太陽光発電~~代表取締役成瀬悟氏から株式会社~~福岡県太陽光発電~~代表取締役~~成瀬悟~~氏へ事業者が変更されるために申請がなされています。當農型太陽光発電の事業は継承されるため特に問題はないものと思われます。また変更することにより周辺地域における農業等に及ぼす影響はないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号について、地元委員の説明が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようございますので、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようございますので議案4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第5号、空き家に付隨した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の空き家に付隨した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって3月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言  
10時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

令和 2 年 3 月 13 日

議長 松本金長 松本克己

2番委員 青木一巳 領青木一巳

3番委員 畑中安生

畠中安生

